太平洋クロマグロ（小型魚）の資源管理状況について

資料-2

○第２管理期間：我が国における小型クロマグロ（30Kg 未満）の漁獲が、国際合意した漁獲量の上限を超過。

［漁獲上限（まき網、沿岸等の合計）：４，００７トン → 漁獲量（H29.6.29 現在）：４，２８５トン］

○これは、沿岸漁業での漁獲が上限を超えたことによるものであるが、本県の沿岸漁業での漁獲量は、本県に割り当てられた漁獲上限内に収まった。

（沿岸漁業における資源管理状況）

資源管理期間	H28 年７月１日～H29 年６月 30 日（１年間）
管理期間における漁獲上限	２，００７トン（うち、鳥取県：１．８トン）
管理期間における漁獲量	２，１６４トン（うち、鳥取県：０．９５９トン）

※鳥取県では、クロマグロを専門に漁獲する漁業はなく、曳き縄等でサワラ等に混じっての混獲や定置網に入網する程度であるため漁獲割り当て・漁獲量とも少ない。

なお、漁獲上限を超えるおそれがある場合は、漁獲したクロマグロを逃がす措置を取ることとしている。

第２管理期間の太平洋クロマグロ（小型魚）の資源管理の状況

平成29年6月29日時点

○30Kg未満 【漁獲上限：4，007トン】

（単位： トン）

漁業区分	漁獲上限(A)	漁獲実績(B)	差引き(B-A)	備　　考
大中型まき網漁業	2,000.0	1,938.0	△ 62.0	管理期間：H28.1～H28.12
うち、境港水揚げ		35程度		
近海竿釣り漁業等	106.0	19.0	△ 87.0	
沿岸漁業（定置、曳き縄等）	1,901.0	2,327.9	426.9	管理期間：H28.7～H29.6
定置網（共同管理）	482.1	752.9	270.8	
うち、鳥取県	0.9	0.092	△ 0.808	
日本海北部	295.7	167.8	△ 127.9	
日本海西部	77.7	163.0	85.3	
うち、鳥取県	0.9	0.867	△ 0.033	←保留分より0.1トンの追加配分あり
九州西部	743.7	802.4	58.7	
太平洋南部・瀬戸内海	243.8	405.6	161.8	
太平洋北部	41.7	36.2	△ 5.5	
（保留分）	16.3			
合　　計	4,007.0	4,284.9	277.9	

○第３管理期間：本県では第１、第２管理期間ともに漁獲上限内に収まったので自県管理を選択。

管理手法	長所・短所
共同管理	長所：突発的漁獲により自県枠を超えても共同枠で吸収される。 短所：他県の漁獲が積み上がって共同管理枠の上限を越えた場合は、自県枠を消化していなくても操業停止しなければならない。
自県管理	他県の漁獲の影響を受けにくいが、漁獲上限を超える場合は即操業停止となる。

くろまぐろ型TACに関する鳥取県計画（試行）

（第３管理期間）

平成２９年７月１日　公表

第１　太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する方針

１　本県において太平洋くろまぐろは、曳き縄漁業や定置網漁業を中心に漁獲され、本県にとって重要な資源となっている。

２　このため、同資源の保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量の本県の数量について、本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。

３　漁獲可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、同資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

４　また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、太平洋くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産試験場を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

５　太平洋くろまぐろの適切な保存及び管理を図るため、漁業者間の自主的取り決めを後押しし、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

第２　太平洋くろまぐろの漁獲可能量について鳥取県に定められた数量に関する事項

太平洋くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	１．７トン
太平洋くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下、「大型魚」という。）	国の基本計画第５の１の（２）に定めるように、我が国全体の漁獲量が 4,882 トンを超えないよう管理する。

第3管理期間に係るくろまぐろ型のTACに関する基本計画（試行）（以下、「基本計画（試行）」という。）第3の2により、我が国の漁獲上限から差し引く必要がある場合には漁獲可能量の改定を行うこととされている。このため、基本計画（試行）の第5のくろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項が改定された場合には、本県計画の第2の本県に定められた数量を改定するものとする。

小型魚について、全国において4,007トンの数量を超えるおそれが著しく大きいと認めるとき（全国の小型魚の割当数量の合計値を超えた時点をいう。）には、本県に定める小型魚の数量が消化されていなくとも、その時点における本県における漁獲実績をもって、本県の小型魚の数量とする。

第３　太平洋くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

小型魚について採捕の種類別に定める漁獲量の目安数量は次のとおりである。

本県の曳き縄漁業等（定置網漁業以外の漁業）の数量	０．８トン
本県の定置網漁業の数量	０．９トン

第４　太平洋くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

本県では、第2及び第3に示した知事管理数量を遵守するため、以下の管理措置を講ずるものとする。

１．曳き縄漁業等（定置網漁業以外の漁業）

（１）通常時

・２キログラム未満の個体の放流に取り組む。

（２）第３に示した曳き縄漁業等の数量の７割到達時

・操業時間短縮又は操業回数（日数）抑制の実施に努める。

・２キログラム未満の個体の放流に取り組む。

（３）第３に示した曳き縄漁業等の数量の８割到達時

・操業時間短縮又は操業回数（日数）抑制の実施に取り組む。

・30 キログラム未満の個体の放流に取り組む。

・目的操業の自粛に努める。

（４）(1)から(3)の取組状況について、漁業者ごとの記録を求め、履行を確認する。

２．定置網漁業

(1)通常時

・30 キログラム未満の生きている個体の放流に努める。

(2)第3に示した定置網漁業の数量の7割到達時

・30 キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。

・50 キログラム以上の漁獲が2日連続した場合、1日間出漁を見合わせる。

(3)第3に示した定置網漁業の数量の8割到達時

・30 キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。

・50 キログラム以上の漁獲が2日連続した場合、2日間出漁を見合わせる。

(4)(1)から(3)に関わらず、小型マグロの来遊時期（1～3月）のうち2か月間網上げし、休漁に努める。

(5)(1)から(4)の取組状況について、漁業者ごとの記録を求め、履行を確認する。

3.　漁獲量の報告は、沿岸くろまぐろ漁業（広域漁業調整委員会指示による承認制）、定置網漁業、その他の漁業（混獲等）別に管下の漁業協同組合分（漁業協同組合に所属していない漁業者については、直接報告を求めるなど別途個別対応）の漁獲量報告を取りまとめ、小型魚・大型魚ともに一般社団法人漁業情報サービスセンターに報告する。

報告頻度は、月末締めの翌月末までの報告を基本とし、漁獲状況に応じて報告頻度を上げていくこと（概数報告）とする。なお、漁獲が積み上がった場合の頻度は、第5に定める報告体制により行うこととする。

4.　第2及び第3に示した知事管理数量の消化状況に応じて、7割で注意報、8割で警報を発出し、9割に達した際は操業自粛を要請するとともに、管下漁業者団体及び漁業関係者への周知及び指導方を行うものとする。

5.　遊漁者及び遊漁船業者に対して、以下の取組を行う。

（1）　漁業者の取組について周知を図る。

（2）　漁業者に対して警報等を発出した場合には、速やかに情報提供を行い、漁業者の取組に歩調を合わせた対応を要請する。

（3）　漁業者に対して操業自粛要請を発出した場合には、遊漁に対しても操業自粛要請を発出する。

第5　その他太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

第2及び第3に示した知事管理数量の割当数量の合計数量が一定量積み上がった場合には、次のとおりの頻度・体制で報告を求め、漁獲状況を把握することとする。

（1）月別漁獲の特徴を踏まえて以下のとおりとする。

① 5割を超え6割に達するまで：月3回（1～10 日、11 日～20 日、21 日～末日）

② 7割を超えた場合：水揚げした日ごとに当該水揚げ日から3日以内

（2）上記に基づく報告を求めた場合には、速やかに、集計値を漁協等県内関係者へフィードバックするとともに、水産庁に通知する。